

丸亀市避難行動要支援者登録制度に関する Q&A

1.制度内容について

| | |
|-----|--|
| 1-1 | 「避難行動要支援者登録制度」とは、どのような制度ですか？ |
| | <p>災害時に自ら避難することが困難で、特に避難支援を必要とする高齢者や障がい者等（避難行動要支援者）が、災害時に地域社会の助け合いによる避難誘導等の支援が受けられるよう体制を整備し、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりの推進を図ることを目的とした制度です。</p> <p>市では、災害に備え、避難行動要支援者名簿の作成を行い、名簿登録者に対して個別避難計画の作成を呼びかけています。登録内容を避難支援等関係者へ情報提供し、平常時からの見守りや避難訓練、災害発生時等の避難支援や安否確認に活用します。</p> |
| 1-2 | 「個別避難計画」とはなんですか？ |
| | 災害の発生に備えて、避難支援者の情報や、どこに避難するかなど、災害時の対応について事前に考え、整理しておくために作成する計画のことです。 |
| 1-3 | 「避難支援等関係者」とはどのような人ですか？ |
| | <p>「避難支援等関係者」とは、避難行動要支援者に対し、災害時の避難誘導、救出活動、安否確認、避難所における救護等を行い、また支援を容易に行うために、平常時から声かけ活動や生活相談等を行う以下の者や団体を言います。</p> <p>【消防、消防団、警察、社会福祉協議会、自主防災組織、自治会、コミュニティ、民生委員・児童委員、避難支援者（災害時に避難誘導等に協力してくださるご近所の人）等】</p> |
| 1-4 | どのような支援がおこなわれますか？ |
| | <p>災害が発生した時、または発生する恐れがある場合に、避難行動要支援者に対する避難支援（避難の呼びかけや手助け等）、安否確認などの支援を行います。</p> <p>そのため、情報提供に同意された人の情報を平常時から避難支援等関係者に提供し、どのような避難行動要支援者が地域において、避難支援者が誰なのか等を把握することで、日頃から見守り活動や避難訓練等を行い、迅速かつ円滑に避難支援を行えるように備えています。</p> <p>ただし、避難行動要支援者名簿に登録することや避難支援等関係者に情報提供することによって、災害時の支援が必ず行われることが保証されるものではありません。また、避難支援者等は、避難支援等について法的な責任や義務を負うものではありません。</p> <p>日頃から地域の人等と、災害時の避難についてご相談ください。</p> |

2.避難行動要支援者の対象者について

| | |
|-----|---|
| 2-1 | 丸亀市避難行動要支援者の対象となるのはどんな人ですか？ |
| | <p>災害時に自ら避難することが困難な、以下の要件①～⑥に該当する人が対象です。</p> <p>①要介護度の認定区分が要介護3～5の人 ②75歳以上の一人暮らしで要介護度1以上の人又は75歳以上の高齢者のみの世帯で全員が要介護度1以上の人 ③身体障害者手帳の交付を受けた人で、障害の程度が1級又は2級の人 (心臓又は腎臓機能障害のみで該当している場合を除く。) ④療育手帳の交付を受けた人で、障害の程度がⒶ又はⒷの人 ⑤精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人で、障害の程度が1級の人 ⑥前各号に掲げる人に準ずる状態にあり、災害時の支援や平常時からの見守り等が必要であると認められる人（70歳以上一人暮らし高齢者、難病患者など）</p> <p>また、次の場合は対象となりません。</p> <p>ア 福祉施設等へ入所している人、長期入院している人 イ 避難等において家族等の支援が受けられる人 ウ その他（自ら避難ができるため、特に避難支援が必要でない 等）</p> |

| | |
|-----|---|
| 2-2 | 要件①～⑤には該当しないが、登録することはできますか？ |
| | <p>要件①～⑤に準ずる状態にあり災害時の支援が必要であると認められる人（⑥）は登録することができます。</p> <p>登録を希望する場合は、丸亀市ホームページから登録申請書をダウンロードして提出してください。または、丸亀市福祉課または高齢者支援課へご連絡ください。（TEL0877-23-2111(代)）</p> |

3.登録申請書兼個別支援計画（わたしの避難計画）の記入方法について

| | |
|-----|--|
| 3-1 | 市から登録申請書が届いたが、登録を希望しない場合はどうしたらよいですか？ |
| | <p>名簿への登録を希望しない場合は、登録申請書の「台帳への登録不要」の欄に□と、希望しない理由を記入して提出してください。</p> <p>なお、一度「台帳への登録不要」で登録申請書を提出した人であっても、避難行動要支援者の対象者要件に該当する人は、登録申請書を市に提出することでいつでも登録できます。</p> |
| 3-2 | 世帯は分けていますが、同一敷地内や近所に家族が住んでいます。登録は必要ですか？ |
| | <p>家族が近くに住んでいる等のため、災害時に一緒に避難することができることから、避難行動要支援者名簿への登録は必要ないと判断される場合は、登録申請書の「台帳への登録不要」の欄に□を記入し、希望しない理由の「2 家族と同居または近隣に住んでいるため」の番号に○をつけ、市に提出してください。</p> <p>家族が近くにいても、日中は一人暮らし状態であるなどの理由により登録を希望される場合は、登録申請書を市に提出してください。</p> |
| 3-3 | 届いた登録申請書に、すでに□や情報の記載があるのですが？ |
| | <p>これまでに、災害に備えるための登録申請書（個人情報提供の同意書）を提出したことのある方については、その時に登録した内容で登録申請書を作成し、送付しています。</p> <p>また、未提出の場合でも、住民基本台帳などから本市で把握している情報（氏名、住所、生年月日等）を記載し、送付しています。</p> <p>記載事項に変更等がある場合には、記入例を参考に訂正し、提出をお願いします。</p> <p>返送がない場合には、こちらから送付した登録申請書の情報がそのまま名簿に登録されます。（返送しなかった登録申請書はご本人様控えとしてお手元で保管ください。）</p> |
| 3-4 | 登録申請書の内容を全部記入することが難しいのですが、空欄があっても登録できますか？ |
| | <p>「1.申請者記入欄」「2.情報提供・台帳登録について」は必ずご記入ください。</p> <p>「3.記入欄」については、わかる範囲でできるだけ記入してください。</p> <p>災害時の避難支援等を円滑に行うために、できるだけ空欄がないように記入していただきます。</p> <p>また、日頃からケアマネジャーや相談支援員との関わりがある人は、記入について担当のケアマネジャーや相談支援員にご相談ください。</p> <p>なお、登録後、登録した内容の変更や追記等がないかを確認するため、地域の民生委員・児童委員等が、内容確認に伺う場合があります。</p> |
| 3-5 | 登録内容が変更になった時はどうしたらよいですか？ |
| | <p>変更があれば、登録（変更）申請書を市に提出し、報告してください。</p> <p>また、報告がない場合でも、施設入所や市外への転出等、市で登録の対象でなくなったことを把握した場合には、登録を削除させていただきますので、ご了承ください。</p> |
| 3-6 | 避難支援者になってもらう人に、どのように説明すればよいですか？ |
| | <p>災害時に、申請者本人が手助けしてほしいこと（避難誘導の声かけ、避難のための携行品の準備、同行避難等）について、協力していただけるようでしたら、市の名簿に登録することや、避難支援等関係者に氏名・電話番号等の情報を提供することについて同意を得て、登録申請書に記入してください。</p> |

| | |
|-----|---|
| 3-7 | 避難支援者が見つからないのですが、登録できませんか？ |
| | <p>避難支援者が見つからない場合でも名簿への登録はできますが、できるだけ避難支援者となってくれる人を2名以上探し、避難支援者として登録することに了承を得て、登録申請書に記入しましょう。</p> <p>どうしてもご自身や家族で見つけることが難しい場合は、地域の民生委員・児童委員や、自治会長、自主防災組織等にご相談ください。</p> |
| 3-8 | 避難場所とは？ |
| | <p>避難場所とは、災害の危険から身を守るために緊急的に避難する場所を言います。市が指定する「指定(緊急)避難場所」と市が指定する以外の「その他の避難場所」があります。</p> <p>市が指定する指定(緊急)避難場所については、丸亀市防災マップ等をご確認ください。また、近くに住む親せきや知人の家等が安全な場所にあり、災害時に受け入れてもらえる場合は、その親戚や知人の家等を「その他の避難場所」とすることができますので、検討してください。</p> <p>なお、避難場所の検討にあたっては、丸亀市防災マップ等により、災害リスク（下記詳細）を確認したうえで、災害に応じた避難場所を選ぶとともに、避難経路や避難方法もあわせて検討しましょう。</p> |
| 3-9 | 「災害リスク」はどのように確認すればよいですか？ |
| | <p>災害リスクとは、自宅周辺で発生する災害の危険性を言います。災害リスクを事前に知ることで、適切な避難場所や避難経路を検討することができます。</p> <p>丸亀市の災害リスクについては、丸亀市防災マップ等でご覧になれますので、自宅が危険区域に入っているかなどをご確認ください。</p> |



丸亀市防災マップ
(令和2年11月改訂)



丸亀市指定避難場所
・指定避難所一覧



まるがめマップ
(災害種類別ハザードマップ)



かがわ防災Webポータル
(県の防災情報サイト)

4.個人情報の取り扱い等について

| | |
|-----|---|
| 4-1 | 個人情報はどのように取り扱われますか？ |
| | <p>名簿および個別避難計画に記載された個人情報は市が適正に管理し、避難支援等関係者の情報提供にあたっては、避難支援等の実施に必要な限度で、守秘義務や名簿等の管理について十分確認したうえで提供を行っています。</p> <p>避難支援等関係者には守秘義務があり、提供された情報および支援することにより知り得た個人情報を漏らしてはなりません（支援者でなくなった後も同様）。また、市から提供了個人情報は適正に管理し、避難支援に関わる目的以外には使用しないこととしています。</p> |
| 4-2 | 避難支援等関係者へ提供される個人情報は、どのような内容になりますか？ |
| | <p>登録（変更）申請書兼個別支援計画に記入していただいた内容はすべて情報提供の対象となります。避難支援の必要に応じて、名簿の内容の一部又は全部を提供します。</p> <p>なお、平常時においては、情報提供に同意があった人のみとなります。発災時には同意の有無に関係なく、名簿に登録されている全ての人について、避難支援等関係者へ情報提供することとなります。</p> |

5.情報伝達サービスについて

| | |
|-----|--|
| 5-1 | 情報伝達サービスとは 事前に登録したご自宅の固定電話やFAXへ緊急情報を配信するサービスです。 |
| 5-2 | 配信される緊急情報 災害時の防災行政無線放送や、携帯・スマートフォンへの緊急速報メールで発信する避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）・避難所情報等と同様の内容を配信します。 *平常時の防災行政無線放送の配信はありません。 |
| 5-3 | サービスへの登録方法 丸亀市避難行動要支援者名簿への登録を希望し、かつ、情報伝達サービスを希望される方は、申請書の「3. 記入欄」のうち「情報伝達サービス」欄の希望する連絡手段に□を記入してください。 また、サービスを希望しているにも関わらず、本人連絡先欄に電話番号等が記入されていない場合、登録できない可能性がありますので、必ず連絡先をご記入ください。 *名簿に登録された方は、情報提供の同意・不同意にかかわらずご登録いただけます。 |
| 5-4 | 配信方法 (1) 固定電話の場合 登録した電話番号へ緊急情報を配信します（機械による合成音声が流れます）。 *緊急情報の確認後、「#」ボタンを押してから通話を切りください。 *電話に出られなかった場合や「#」を押さずに通話を切られた場合、繰り返し着信がありますのでご注意ください。 *黒電話をご使用の方は、危機管理課（TEL25-4006）までご連絡ください。 (2) FAXの場合 登録したFAX番号へ緊急情報を配信します。 |
| 5-5 | 利用料金 無料でご利用いただけます。 *ただし、電話機設置等に係る費用やFAX受信によるインク、用紙代はご負担ください。 |
| 5-6 | その他注意事項 (1) 電話番号やFAX番号が変更となった場合は、丸亀市避難行動要支援者登録（変更）申請書をご提出ください。 ご連絡がない場合は、情報伝達サービスによる避難情報等が提供されないことがあります。 (2) サービス停止を希望する方は、危機管理課（TEL25-4006）までご連絡ください。 |

6.その他

| | |
|-----|--|
| 6-1 | 緊急通報装置について 一人暮らし高齢者の在宅生活の不安を軽減するため、丸亀市では緊急通報装置の貸与などを行っています。 詳しくは高齢者支援課（TEL24-8831）へお問い合わせください。 |
| |  ←市HP |